

板橋区大規模建築物等に係る適正な環境の確保に関する協議要領

(平成 30 年 10 月 25 日資源環境部長決定)

(目的)

第 1 条 この要領は、大規模建築物等の建設及び使用において、生活環境の保全及び周辺環境との調和を図るため、協議に必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第 2 条 この要領は、板橋区大規模建築物等指導要綱（以下「要綱」という。）第 2 条に規定する事業及び事業完了後の大規模建築物等に適用する。

(事前協議)

第 3 条 前条に該当する事業を行おうとする者（以下「事業者」という。）は、要綱第 5 条に基づく環境政策課長との協議において、要綱及び同細則のほか、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例等の関係法令を遵守しなければならない。

(協議内容の継承)

第 4 条 事業者は、事業完了後の大規模建築物等において引き続き適用される協議事項について施設管理者に継承し、該当する事業の工事完了日の 1 か月前までに協議事項継承届出書（別記様式）を提出しなければならない。

付則

この要領は、決定日より施行する。

付則

この一部改正は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

様式（第4条関係）

協議事項継承届出書

年 月 日

（あて先）板橋区長
（資源環境部環境政策課）

事業者 { 住所
氏名
電話番号

⑩

板橋区大規模建築物等指導要綱第27条に基づく建築物等の工事完了に伴い、下記のとおり引き続き適用される協議事項について施設管理者に継承したので届出します。

記

1 大規模建築物等の名称

2 継承した協議事項

- (1) 新たな入居者及び購入者に対し、当該建築物等の立地する周辺環境について重要事項説明書あるいはパンフレット等で十分な説明を行うこと。
- (2) 「近隣工場等との協議に関する指導基準」に基づく近隣工場等との協議または協定の内容（事業者が近隣工場等との協議または協定を行った場合）
- (3) 空調設備、揚水ポンプ、機械式駐車装置、ごみ置き場の換気設備等の騒音、振動、悪臭を発生させる恐れのある機器の設置に際しては、設置場所の配慮をすると共に、必要に応じて公害防止対策を行うこと。
- (4) 建物内に店舗等を設ける場合は、店舗の機器等（大型空調機・冷蔵庫等の室外機、排気、カラオケ、ごみ置き場等）より発生する騒音、振動、悪臭について公害防止対策を行うこと。
- (5) 施設管理者は、店舗等事業者においても前2項目が履行されるよう、適切な措置を行うこと。

3 施設管理者※¹

住 所
氏 名

電話番号

※¹ 「施設管理者届」と同一にしてください。

4 店舗等事業者（建物内に店舗等を設ける場合）※²

住 所
氏 名

電話番号

※² 決定している場合（予定の場合も含む）に記入してください。